

北上市行政財産の使用許可規則の一部を改正する規則

北上市行政財産の使用許可規則（平成３年北上市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第１号（第２条関係） 〔略〕 １ 使用許可を受けようとする財産の所在地、 <u>区分、種目</u> 及び数量 所在地 区分 <u>種目</u> <u>数量</u> 〔略〕	様式第１号（第２条関係） 〔略〕 １ 使用許可を受けようとする財産の所在地、区分及び数量 所在地 区分 <u>数量</u> 〔略〕
様式第２号（第３条関係） 〔略〕 １ 使用する財産の所在地、 <u>区分、種目</u> 及び数量 所在地 区分 <u>種目</u> <u>数量</u> 〔略〕	様式第２号（第３条関係） 〔略〕 １ 使用する財産の所在地、区分及び数量 所在地 区分 <u>数量</u> 〔略〕
様式第３号（第４条関係） 〔略〕	様式第３号（第４条関係） 〔略〕

1 使用許可申請のあった財産の所在地、<u>区分、種目</u>及び数量 所在地 区分 <u>種目</u> <u>数量</u> [略] 様式第6号（第7条関係） [略] 1 使用許可を受けた財産の所在地、<u>区分、種目</u>及び数量 所在地 区分 <u>種目</u> <u>数量</u> [略]	1 使用許可申請のあった財産の所在地、区分及び数量 所在地 区分 <u>数量</u> [略] 様式第6号（第7条関係） [略] 1 使用許可を受けた財産の所在地、区分及び数量 所在地 区分 <u>数量</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。